河川空間の活用で街ににぎわいを!

(河川空間のオープン化~都市及び地域の再生のための河川敷地の占用に関する規制緩和~)



・ 地先事業者によるオープンカフェ、売店、可動式日よけ 等の設置。にぎわい創出と魅力発信イベント。



・ 独立型店舗、水上レストラン、パラソル、テーブル、ベンチ、ワゴン等の設置やイベント利用等。



・ 民間事業者によるオープンカフェの設置やイベントの開 雄



・ 豊かな自然環境と歴史・文化的資源を活かし、町並み の整備とにぎわい空間の創出。茶屋や休憩所の設置。



・ 水辺のオープンカフェ(河岸緑地にカフェや売店等を設け、 にぎわいのある水辺を創出)。



・ 水辺のオープンカフェ(河岸緑地にカフェや売店等を設け、にぎわいのある水辺を創出)。



国土交通省水管理-国土保全局

河川空間のオープン化の事例



水辺のコンサート(親水テラスをステージにして市民ミュー ジシャン等によるコンサートに使用し、市民の憩いの空間を 創出)。



自店舗の前面にテーブル、椅子の設置を認めオープンカ フェを実施。

相談窓口

河川空間のオープン化につきましては、平成23年3月8日付で「河川 敷地占用許可準則」の一部改正を発出したところです。引き続き個別 相談等ございましたら、下記地方整備局河川部水政課等又は本省水 管理・国土保全局水政課までお問い合わせ・ご相談下さい。

- 北海道開発局 建設部 建設行政課 〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同广舎
- TEL 011-709-2311(代表)
- 東北地方整備局 河川部 水政課 〒980-8602 仙台市青葉区二日町9番15号 TEL022-225-2171(代表)
- 関東地方整備局 河川部 水政課 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 TEL048-601-3151(代表)
- 北陸地方整備局 河川部 水政課 〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 TEL025-280-8880(代表)
- 中部地方整備局 河川部 水政課 〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同广舎第2号館内 TEL052-953-8119(代表)

- 近畿地方整備局 河川部 水政課 〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
- TEL06-6942-1141(代表)
- 中国地方整備局 河川部 水政課 〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館

TEL082-221-9231(代表)

- 四国地方整備局 河川部 水政課 〒760-8554 高松市 サンポート3番33号 TEL087-851-8061(代表)
- 九州地方整備局 河川部 水政課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目 10番7号 福岡第二合同庁舎 TEL092-471-6331(代表)
- 国土交通省 水管理•国土保全局 水政課 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館 TEL03-5253-8111(代表)

水管理•国土保全局

河川の占用許可とは?

○ 河川区域内は原則一般の方が自由に利用できるものですが、排他的・独 占的に利用(占用)する場合には河川法の許可が必要です。

河川空間のオープン化へ向けての背景・経緯

従来、河川敷地の占用は、公的主体(地方公共団体・公益事業者等)が、公共性・公益性のある施設(公園、運動施設、橋梁、送電線等)を設置する場合に限られてきました。



dsahi

・ 河川敷地を賑わいのある水辺空間として、積極的に活用したいという要望を受け、平成16年より民間事業者による河川敷地の利用を可能とする特例措置を一部区域において社会実験として実施してきました。

・ 社会実験の結果及び行政 財産の商業利用の促進の観 点から、平成23年度より全国 で民間事業者によるも河川敷 の利用が可能となりました。



国土交通省

河川空間のオープン化の概要

- 都市及び地域の再生等の観点から、水辺空間を活かした賑わいの創 出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地 の多様な利用が可能。
 - 河川管理者が、協議会等の活用などにより地域の合意を図った上 で、区域、占用施設、占用主体をあらかじめ指定。
 - 民間事業者が河川敷地にイベント施設やオープンカフェ、キャン プ場等を設置することが可能。

